

# 希少野生動植物種保存基本方針の変更の概要

## 1. 背景・趣旨

- ・平成29年6月2日に公布された種の保存法一部改正法の内容を種の保存法に基づく希少野生動植物種保存基本方針(基本方針)に反映させる必要がある。
  - ・また、中央環境審議会の答申(平成29年1月)及び改正法案への衆・参附帯決議においても、「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略(平成26年4月、環境省)」(保全戦略)を基本方針に反映させ、閣議決定することが求められた。
- これを踏まえ、改正法及び保全戦略の内容を基本方針に反映させるため、基本方針の変更を行う(中央環境審議会の意見を聴取済)。

## 2. 変更(追加)した主な内容

### (改正法関係)

- ・国内希少野生動植物種に係る提案募集の内容や受け付けた提案の取扱い
- ・国際希少野生動植物種の個体の登録の更新・個体識別措置に係る対象個体の考え方
- ・希少種保全動植物園等の認定の基準(実施体制・飼養栽培施設・計画等)の考え方

### (保全戦略関係)

- ・絶滅危惧種の保全施策の基本的進め方(保存施策に取り組む種の優先度の評価方法、目標の明確化と施策の組合せの重要性、生息域外保全の実施の考え方)
- ・種の保存法以外の各種制度の効果的な活用や、多様な主体の参画と連携の重要性

# (参考)基本方針への改正法及び保全戦略の反映

## 種の保存法の改正

- ・特定第二種国内希少種制度の創設
- ・国内希少種の提案募集制度の創設
- ・国際希少種の登録に係る更新制の導入、個体識別措置の義務、特別国際種事業者(象牙取扱事業者)の登録制度の創設
- ・生息地等保護区の指定促進のための制度改変
- ・希少種保全動植物園等の認定制度の創設 等

反映

## 施行令の改正

- ・特別国際種事業者の登録が必要となる器官等(=象牙)の規定 等

## 省令・告示の改正

- 種の保存法施行規則の改正
  - ・希少種保全動植物園等の認定基準の規定
  - ・更新・個体識別措置が必要となる種名及び個体識別措置の内容の規定 等
- 特定国際種事業者・特定国内種事業に係る届出等に関する省令の改正
  - ・届出・登録事業者に係る国の公表事項及び陳列・広告時の届出・登録事業者の表示事項等の規定 等
- その他関係省令・告示における所要の改正

## 希少野生動植物種保存基本方針(法定、閣議決定)

- 1 種の保存に関する基本構想
- 2 希少種の選定に関する基本的な事項
- 3 **国内希少種に係る提案の募集に関する基本的な事項**
- 4 希少種の個体等の取扱いに関する基本的な事項
- 5 国内希少種の個体の生息地等の保護に関する基本的な事項
- 6 保護増殖事業に関する基本的な事項
- 7 **認定希少種保全動植物園等に関する基本的な事項**
- 8 その他種の保存に関する重要事項

反映

※基本方針の内容に馴染まない個別事例や行動計画のような記載は除いて反映

## 絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略(H26.4環境省)

### 目的

- ・絶滅危惧種の保全を全国的に推進することを目的に、基本的な考え方と早急に取り組むべき施策の展開を示す。

### 基本的な考え方

- ・保全の優先度:種の存続の困難さと対策効果の視点
- ・効果的な保全対策の考え方:種の特長や減少要因の視点
- ・環境省における計画的な保全対策実施の考え方:知見・技術の集積等、各種制度の活用、保全体制等のあり方

### 施策の展開

- ・情報・知見の充実、保全対策の推進、多様な主体の連携等